

児童福祉法に係る指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事務処理要領

平成31年 3月29日制定

令和元年 6月28日一部改正

令和 3年 4月 6日一部改正

[保健福祉部障がい福祉課]

(趣旨)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の規定による指定障害児通所支援事業者の指定に関する事務取扱については、法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）、郡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年郡山市条例第11号）及び郡山市児童福祉法施行細則（平成9年郡山市規則第32号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(指定障害児通所支援事業者の指定等の申請)

第2条 指定障害児通所支援事業者に係る法第21条の5の15第1項の規定による指定、法第21条の5の16第1項の規定による指定の更新及び法第21条の5の20第1項の規定による指定の変更（以下「指定等」という。）を申請しようとする者は、次条に定める「指定等申請に係る必要（添付）書類一覧表」（以下「一覧表」という。）に記載の必要書類について、チェック欄に確認した旨をチェックの上、一覧表の番号順に揃え、その一覧表を添付して、事業開始希望日の前々月末までに市長に提出しなければならない。なお、この際のチェックの印については、押印、レ点での記入等その記入の仕方は問わない。

2 指定障害児通所支援事業者の指定等を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成18年法律第123号）第5条の規定による障害福祉サービス事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業、法第6条の2の2の規定による障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業若しくは法第7条第1項の規定による障害児入所施設の運営の実績がある者に対する指定等の場合は、第2号の規定は適用しない。

(1) 申請法人の代表者、役員及び当該申請に係る事業所の管理者が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46条）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められるとき。

(2) 申請法人の代表者、役員及び当該申請に係る事業所の管理者が市県民税（市町村民税・都道府県税）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、法人市民税（法人市町村民税）、事業所税又は入湯税を滞納しているとき。

(申請書の添付書類)

第3条 施行細則第11条の10の指定障害児通所支援事業者指定（更新）申請書及び第11条の11の指定障害児通所支援事業者指定変更申請書の付表並びに付表に添付する書類は、別紙の一覧表のとおりとし、様式については、一覧表に付随して示す様式のとおりとする。なお、様式に示す項目を全て満たしていれば、別様式でも可とする。

(指定事項変更届出書の添付書類)

第4条 施行細則第11条の13第1項の指定事項変更届出書に添付する書類は、別紙「指定事項変更届出書添付書類一覧表」とおりとし、様式は前条の規定による様式のとおりとする。

(加算等に係る届出)

第5条 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）に係る加算等の届出の書類は、「加算等に係る届出一覧表」のとおりとし、様式については、当該一覧表に付随して示す様式のとおりとする。

(指定日)

第6条 指定日は原則毎月1日とする。

(標準処理期間)

第7条 指定等の審査に係る標準処理期間は、申請を受理した日から30日（書類の不備等による補正及び特別の事情がある場合を除く。）とする。

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の児童福祉法に係る事業者指定等に関する事務処理要領の規定に基づき提出された申請書は、改正後の児童福祉法に係る事業者指定等に関する事務処理要領の相当規定に基づき提出された申請書とみなす。

3 この要領の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。